

松江市認可保育所入所利用調整基準

【入所選考基準－①】

(2019年4月入所調整以降に適用)

区分	保護者の状況		選考基準指数			
	類型	細目	父	母		
A	家庭外 就労・ 自営・ 就学等	入所月の 雇用等 状況	月20日以上の 就労等	1月あたり160時間以上	40	40
				1月あたり140時間以上160時間未満	37	37
				1月あたり120時間以上140時間未満	34	34
				1月あたり100時間以上120時間未満	31	31
				1月あたり80時間以上100時間未満	28	28
				1月あたり60時間以上80時間未満	25	25
				1月あたり48時間以上60時間未満	22	22
				1月あたり160時間以上	37	37
		月20日未満の 就労等	1月あたり140時間以上160時間未満	34	34	
			1月あたり120時間以上140時間未満	31	31	
			1月あたり100時間以上120時間未満	28	28	
			1月あたり80時間以上100時間未満	25	25	
			1月あたり60時間以上80時間未満	22	22	
			1月あたり48時間以上60時間未満	19	19	
	自営業等で添付書類なし		14	14		
	在宅	在宅で就労している、もしくは通信教育を受けている	13	13		
	求職中	求職活動中	13	13		
疾病 (診断書の提出 があるもの)	入院・常時病臥・保育不能	43	43			
	保育困難	37	37			
	やや保育困難	31	31			
障がい (手帳など証明で きるものを提示)	身体障害者手帳(1級・2級)、療育手帳(A)、精神障害者保健福祉手帳(1級)	40	40			
	身体障害者手帳(3級)、療育手帳(B)、精神障害者保健福祉手帳(2級)	37	37			
	身体障害者手帳(4級～6級)、精神障害者保健福祉手帳(3級)	34	34			
出産	産前・産後	-	40			
同居親族の 看護・介護	要介護高齢者の介護・重度重症心身障がい者等の常時観察と介護	40	40			
	上記以外の看護・介護	22～37	22～37			
災害	火災等による家屋の損傷復旧、その他災害復旧に従事	49	49			

B	その他	生活保護世帯	67	
		離婚を前提とした調停中・裁判中であり、証明できる書類等の提出がある	75	
		配偶者が死亡・離婚・行方不明・拘禁等で世帯内に不在である	86	
		配偶者暴力・児童虐待等のため社会的擁護が必要な世帯	200	
		生計中心者の失業等特別な事情により就労の必要性が高い世帯	30	
		兄弟姉妹同一施設になるための申込	14	
		疾病により退所した児童で同一施設への再入園希望(松江市指定の診断書提出)	6	
		児童本人が身体障がい者手帳、療育手帳等を持っている	6	
		小規模保育施設(ニチイキッズ楽山保育園)の卒園児	6	
		松江市内の認可保育所に就労(内定)している保育士(1月あたり140時間以上の就労)	100	100
		松江市内の認可保育所に就労(内定)している保育士(1月あたり140時間未満の就労)	20	20

※区分Bは、区分Aとは別に加算する。

【入所選考基準表-②】

(2019年4月入所調整以降に適用)

家庭の状況等		選考基準指数				
類型	細目	父(方)		母(方)		
		祖父	祖母	祖父	祖母	
父母の就労等	産前産後休暇明けまたは育児休業(育児休業法適用)明けから復職予定である	4		4		
	一ヶ月あたり4日以上夜勤に従事している	1		1		
	単身赴任中(就労(内定)証明書提出)	2		2		
	配偶者や祖父母など身内が営む自営業に従事している	-1		-1		
	農漁業に従事する場合で主体者ではない	-1		-1		
世帯の状況	2018年4月以前の選考から入所申込をしていて、その後現在まで待機している			5		
	年度内に入所内定(予約枠)を辞退したことがある			-2		
	転園希望者である			-1		
	保護者または同居する兄弟姉妹に身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持つ方がいる			3		
	保護者または同居する兄弟姉妹で、身体等に障がいがあり、手帳の交付までは受けていないが、それに準じる医師の診断書またはその代わりになるものの提出がある			2		
	保育所保育料・幼稚園保育料等を滞納している(卒園児分を含む)			-5		
祖父母の状況	市内	65歳未満で、就労以外の保育できない理由がある場合	0	0	0	0
		65歳未満で、1月あたり160時間以上の就労等をしている	0	0	0	0
		65歳未満で、1月あたり120時間以上160時間未満の就労等をしている	-2	-2	-2	-2
		65歳未満で、1月あたり48時間以上120時間未満の就労等をしている	-3	-3	-3	-3
		65歳未満で、就労等していない	-4	-4	-4	-4
	同居(同居と同等)の場合	65歳以上70歳未満で、就労以外の保育できない理由がある場合	0	0	0	0
		65歳以上70歳未満で、1月あたり160時間以上の就労等をしている	0	0	0	0
		65歳以上70歳未満で、1月あたり120時間以上160時間未満の就労等をしている	-1	-1	-1	-1
		65歳以上70歳未満で、1月あたり48時間以上120時間未満の就労等をしている	-2	-2	-2	-2
		65歳以上70歳未満で、就労等していない	-3	-3	-3	-3
		70歳以上	0	0	0	0
	市内 別居の場合	65歳未満で、就労以外の保育できない理由がある場合	0	0	0	0
		65歳未満で、1月あたり160時間以上の就労等をしている	0	0	0	0
		65歳未満で、1月あたり120時間以上160時間未満の就労等をしている	-1	-1	-1	-1
		65歳未満で、1月あたり48時間以上120時間未満の就労等をしている	-2	-2	-2	-2
		65歳未満で、就労等していない	-3	-3	-3	-3
		65歳以上	0	0	0	0
		市外別居・死別・離別の場合	0	0	0	0